

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 22 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目102

氏 名 丸谷興務店株式会社

代表取締役社長 佐藤 毅

電話番号 0197-25-2311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸谷興務店株式会社
事業場の所在地	岩手県奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目102
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	別紙明細の通り
③ 従業員数	別紙明細の通り
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙明細の通り



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙明細の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙明細の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙明細の通り

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙明細の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙明細の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙明細の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】 別紙明細の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

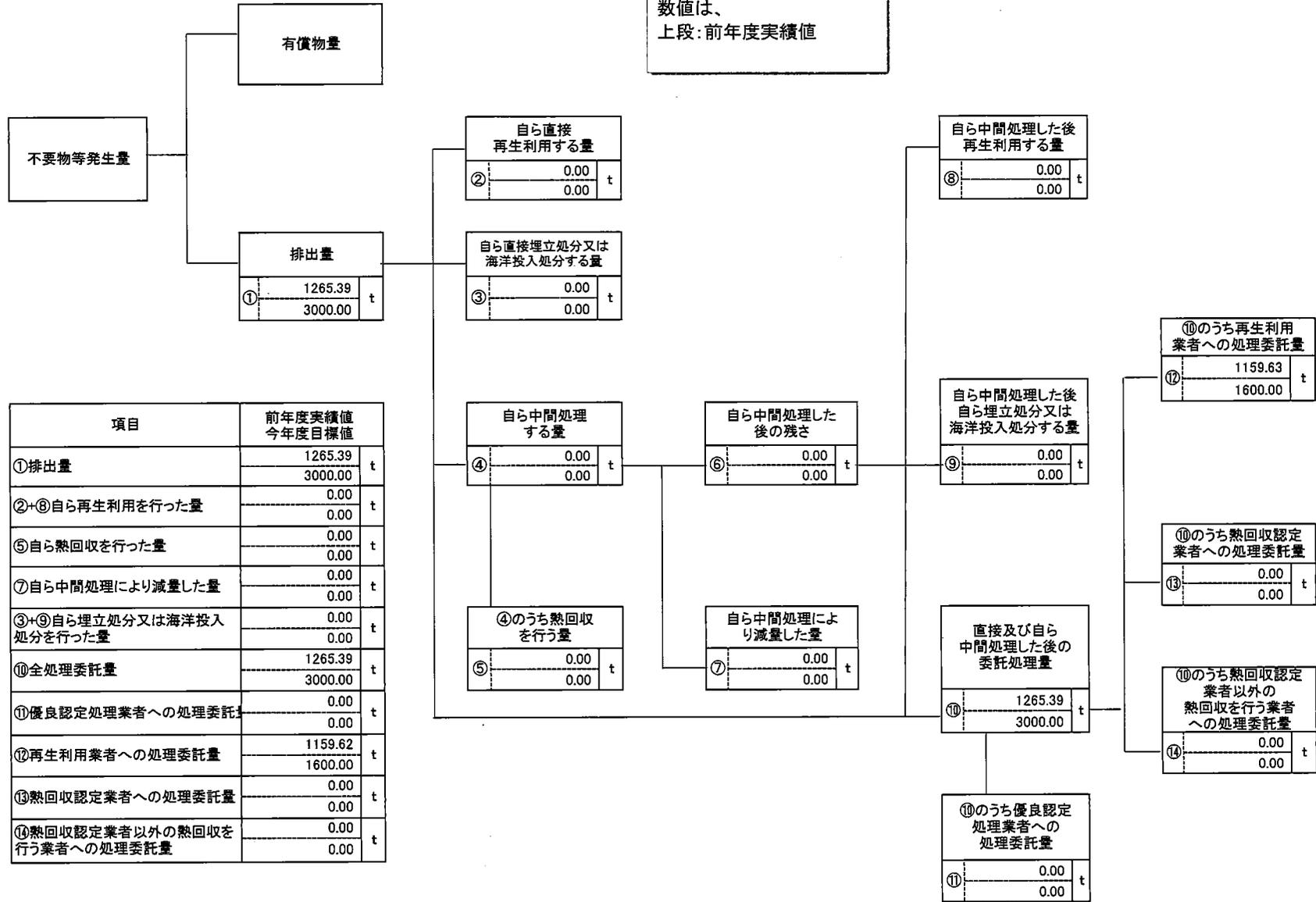
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(産業廃棄物の種類: 全体)

【別紙】今年度の計画

数値は、
上段: 前年度実績値
下段: 今年度計画値



項目	前年度実績値	今年度目標値	
①排出量	1265.39	3000.00	t
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00	0.00	t
⑤自ら熱回収を行った量	0.00	0.00	t
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00	0.00	t
⑩全処理委託量	1265.39	3000.00	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00	0.00	t
⑫再生利用業者への処理委託量	1159.62	1600.00	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00	0.00	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	t

令和5年度

産業廃棄物処理計画書

(産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画)

丸谷興務店株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名 丸谷興務店株式会社
- (2) 代表者名 代表取締役社長 佐藤 毅
- (3) 所在地 岩手県奥州市水沢佐倉河字東沖ノ目102
- (4) 資本金 80,000千円
- (5) 従業員数 31名
- (6) 年間売上高 1,300,000千円

2. 事業の概要

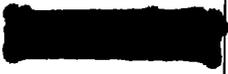
- (1) 総合建設業
〔取扱い業種〕 土木一式工事 建築一式工事 舗装工事
- (2) 一級建築設計事務所
- (3) 宅地建物取引業

3. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織

組織名及び役割	担当責任者
【安全衛生委員会】 施工工事に配慮すべき法令・規制要求事項を明確にし、そのプロセスを監視する。	委員長 佐藤 毅
【工務G】 自社の業務上発生する産業廃棄物の、処理場までの運搬業務。	責任者 
【技術部】 土木工事、建築工事、舗装工事等の施工並びに施工管理及び現場別の産業廃棄物処理に関する計画立案、発注者との調整。	現場代理人 14名
【総務部】 発行されたマニフェストの保管管理	責任者 

5. 産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 基本事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は可能な限り、自社で処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 最終処分量の削減、再生利用の拡大等について十分な考慮をする。
- ④ 廃棄物の処理について、次に掲げる事項を実施し、また、関連会社に対しても必要な指導を行う。
 - 発生抑制：
 - ・ 工程内リサイクルを推進する。
 - ・ 発生抑制を考慮した施工方法を検討する。
 - 再生利用：
 - ・ 再資源化を推進する。
 - ・ 再生利用ルートを確保する。
 - その他：
 - ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 具体的取組

(元請工事の場合)

1. 現場から出る産業廃棄物の量を減らす工夫を行う。
2. 再生資材の利用に努める。
3. 分別収集を行い、リサイクルをすすめる。
4. 運搬されるまでの間補完する場合には産業廃棄物処理法の保管基準に従う。
5. 廃棄物の取扱い規則を作り、社員や関係業者に周知徹底する。
6. 廃棄物の扱いを、下請業者任せにしない。
7. 下請業者から出る廃棄物の中身や処理方法を、把握しておく。
8. 処理業者に処理を依頼するときは、運搬と処分それぞれの許可業者と書面による委託契約を行う。
9. 自らマニフェストを発行し、採集処分まで処理が適正に行われたことを確認する。
10. 処理内容に見合う処理費用を支払う。
11. マニフェスト、処理委託契約書、処理再委託承諾書を5年間保存する。
12. 建設リサイクル法の対象建設工事については、発注者に建築物などの構造工事着手時期、分別解体等の計画などについて、書面を交付して説明する。